

流山市農業委員会
平成27年第1回
総会議事録

平成27年1月26日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成27年第1回総会議事録

1 期 日 平成27年1月26日(月)

2 場 所 流山市役所304会議室

3 議 長 名 高市 正義

4 署名委員 14番 小林 常男
15番 水代 啓司

5 出席委員(15名)

1 番 小田桐 仙	2 番 吉田 達弘
3 番 岡田 長政	4 番 恩田 一雄
5 番 増田 正美	6 番 石井 博
7 番 秋元 正	8 番 山崎 日出男
9 番 中村 彰男	10 番 小嶋 悦子
12 番 豊島 啓行	13 番 大作 榮
14 番 小林 常男	15 番 水代 啓司
16 番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

11 番 小倉 節子

7 書記名 事 務 員 中里 友希

8 事務局 局 長 福留 克志
次 長 吉田 勝実
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)	1
(2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	4
(3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について	6
(4) 議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	13
(5) 議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	15
(6) 議案第6号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について	16
(7) 報告第1号 合意解約の通知について	18
(8) 報告第2号 専決処理の報告について	18

開会 午後3時00分

高市議長 それでは、定刻になりましたので、今年度初めての総会を開会したいと思います。

遅ればせながら、あけましておめでとうございます。また、本年も農業委員会の皆様のご協力を切にお願い申し上げたいと思います。

体調には十二分にお気をつけていただいております。

それでは、平成27年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中15名、で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。なお、11番、小倉委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

14番、小林委員、15番、水代委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里事務員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。田村次長補佐。

田村次長補佐 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」から、議案第6号「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書の送付について」までの6議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第1号「合意解約の通知について」から、報告第2号「専決処理の報告について」までの2項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしく申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の1頁をご覧ください。

議案第1号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成27年1月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、本件の申請者につきましては、流山市大字北にお住まいの方でございます。

農地転用の申請がありました土地は、流山市北にあります畑1筆で、転用面積は661.17㎡でございます。

転用目的につきましては、貸駐車場及び貸資材置場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の1頁と2頁にございます。

今月の農地法第4条許可申請につきましては、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

山崎委員長 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告します。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議しました。

最初に、転用目的は貸駐車場及び貸資材置場用地とするものです。

申請地につきましては、以前より隣接地の建材店より資材置場兼駐車場として貸してほしいという依頼があったとのことですが、これまで体験農園として利用していた今回の申請地について、その利用者の同意がここで取れたことから、今回申請があったものであります。

次に、申請地の面積は2,109㎡の内、661.17㎡で、これを申請者が整備し、隣接する建材店に貸し付けるとのことです。

なお、申請地の分筆を行わない理由について確認したところ、申請者としても当初は分筆する意向でしたが、登記面積と実測面積が合わないことで隣接地所有者の同意が得られず、隣地との境界確定ができないことから、法務局とも相談した結果、分筆は難しいという結果になったとのことでありました。

次に、整備計画としては、事業用の2トン車用駐車場として5台分と、従業員用駐車場10台分、残りの部分は木材を置く資材置場として整備する計画です。なお、申請地の北側には、既存の駐車場がありますが、これらの車両を現在置いているスペースについては、今後は顧客用駐車場として利用するとのことでした。

また、賃料についてもお聞きしたところ、申請地全体で月当たり12万円から13万円くらいを考えているとのことでありました。

次に、隣接農地への被害防除として、雨水処理対策については、申請地を砕石舗装とし、自然浸透とするとのことでした。また、土砂等の流出防止対策につきましては、申請地の周囲に2・3段のブロックを設けて流出防止をするとのことでした。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線江戸川台駅の南西約1.5キロに位置し、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、資金計画については、整備費が約390万円で、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関からの残高証明書が添付されております。

最後に、他法令について、該当はありませんでした。

以上、申請者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの「一般基準」に基づき審査を行いましたところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案については、豊島委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、豊島委員の退席を願い、審議いたします。豊島委員の退席を求めます。

(豊島委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 北側に出入り口を設けているんですが、写真でどのあたりが出入り口になるのでしょうか。

中里事務員 申請地の北側が既存の資材置場となっております、その一部、写真で見ると塞がれているんですが、この部分を開けて出入り口とするという形の申請になっております。以上です。

9番(中村委員) 全体の図面で、申請地が斜線の部分はわかるけど、残りの部分がどこになっているのかわからない。

中里事務員 こちら、字界が複雑なため、わかり難くはあるのですが、赤の実線で囲まれている部分が今回申請のあった筆の全体で、その内、斜線がかかっている部分が今回の申請地です。

7番(秋元委員) 地図で北にある事業所さん、こちらのほうで借りるのでしょうか。

中里事務員 はい。そちらの業者が借りるという申請です。

7番(秋元委員) それでこの出入り口のところを壊すと。

中里事務員 そうです。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

豊島委員の除斥を解きます。

(豊島委員入室)

高市議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の2頁をご覧ください。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成27年1月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、本件の権利者につきましては、流山市南流山にお住まいの方でございます。

農地転用の申請がありました土地は、流山市西深井にあります畑1筆で、転用面積は314㎡でございます。

転用目的につきましては、専用住宅用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の3頁と4頁でございます。

今月の農地法第5条許可申請につきましては、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

山崎委員長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告します。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議しました。

最初に、移転の原因につきましては使用貸借で、転用目的は専用住宅を建築しようとするものです。

権利者は現在、流山市南流山2丁目のアパートで生活しておりますが、このたび、2人目の子供が生まれることから、将来を考え住宅を探していたということです。また、両親が高齢になった際のこと考え、実家の近くに住みたいという思いがあったことから、父親の土地を借りて、申請地に住宅を建築したいというものです。

なお、申請地の面積については314㎡で、今回、その敷地内に63.76㎡の住宅を建築する計画です。

次に、雨水、汚水及び雑排水の処理対策については、雨水については浸透枡を設置し、オーバーフロー分は雨水管へ放流、汚水及び雑排水については合併浄化槽を設置し、その処理水を雨水管へ放流する計画です。合併浄化槽の流末が雨水管に接続されることについては、関係課と協議し、了解を得ているとのことでした。

また、土砂等の流出防止対策につきましては、申請地の周囲に2段積みのブロックを設け、土砂等の流出を防止するとのことでした。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線運河駅の西約900mに位置する農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、資金計画については、住宅の建築費が約2140万円で、全額借入金で賄う計画であり、金融機関からの融資見込証明書が添付されております。

次に、他法令については、都市計画法による開発行為が該当し、現在申請中であり、また、市の関係課との協議については、開発行為の申請の中で整っているということでありました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

9番(中村委員) せっかくのスライドですが、報告を聞きながらだと集中できないので、我々小委員会の委員は現地見てるからいいんですけど、他の委員はわからないと思うので、現地の状況を説明してもらっていいですか。

中里事務員 まず、申請地としては、このようないわゆる旗竿形式の形になっております。そして、計画としては奥の方に住宅を建てて、入口のところに駐車スペースを用意する形の申請です。

申請地の状況としては、隣接の畑と全く変わらない状況で、少し見づらいですが、

赤い棒が立ってまして、ここが土地の境界となっております。

流末については写真には入っておりませんが、歩道と車道の間には側溝が入ってまして、その所に流すような計画になっております。

9番(中村委員) 雨水についてはどうなっておりますか。

中里事務員 雨水については原則は場内で処理する計画ですが、雨水のオーバーフロー分と雑排水の浄化槽を通した後のものをこちらに流す形です。

1番(小田桐委員) 道路との境にある農地、これは同じ所有者と考えていいのかというのが一点と、農地区分が2種ということなんですが、非農家なのでよくわからないんですけど、見た感じだと道路沿いで日照等も十分確保できてる肥沃な農地なのではないかなと思ったんですが、その点もう少し御説明頂けたらなと思います。

中里事務員 まず、一点目の農地ですが、こちらに関しては同一の所有者となっております。

二点目の2種農地という区分なんですけど、1種農地の区分としては営農条件が周囲より特別良いというもの、10ha以上の連たんという2種類の条件がありまして、一つ目の営農条件なんですけど、これについては高性能機械等が利用できる等で、流山市内ではなかなか無いかと思えます。もう一つの10haの連たんなんですけど、こちら事務局長の方で地図上からですが調べさせていただいて、この場所は10haの連たんは取れていないということで、確認は取れております。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、議案第2号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の3頁をご覧ください。

議案第3号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成27年1月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月は新規に関するものが4件、更新に関するものが8件であります。

初めに、新規の案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案1番の権利者につきましては、流山市西松ヶ丘にお住まいの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市名都借にあります畑1筆で、面積は、1,026㎡です。利用権の設定期間につきましては、新規により3年間で、賃借料につきましては、16,800円となっております。本件の議案案内図につきましては、5頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案2番の権利者につきましては、流山市小屋にお住まいの方で、職業は兼農です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市小屋にあります畑1筆で、面積は、297㎡です。利用権の設定期間につきましては、新規により6年間で、賃借料につきましては、6,000円となっております。本件の議案案内図につきましては、6頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案書の4頁をお開きください。

議案3番の権利者につきましては、流山市西松ヶ丘にお住まいの方で、議案の1番と同じ方です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市名都借にあります畑1筆で、面積は、1,508㎡です。利用権の設定期間につきましては、新規により3年間で、賃借料につきましては、25,300円となっております。本件の議案案内図につきましては、5頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案4番の権利者につきましては、流山市深井新田にお住まいの方で、職業は兼農です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります田2筆で、面積は、2,088㎡です。利用権の設定期間につきましては、新規により3年間で、賃借料につきましては、毎年玄米で120kgとなっております。本件の議案案内図につきましては、10頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、更新の案件について、ご説明をさせていただきます。

議案書の5頁をご覧ください。

議案5番の権利者につきましては、流山市上貝塚にお住まいの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市下花輪にあります田1筆で、面積は、1,031㎡です。利用権の設定期間につきましては、更新により6年間で、賃借料につきましては、毎年玄米で60kgとなっております。本件の議案案内図につきましては、7頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案6番の権利者につきましては、流山市下花輪にお住まいの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市上貝

塚にあります田1筆で、面積は、1,031 m^2 です。利用権の設定期間につきましては、更新により6年間で、賃借料につきましては、毎年玄米で60kgとなっております。本件の議案案内図につきましては、8頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案7番の権利者につきましては、流山市平方にお住まいの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田2筆で、面積は、1,030 m^2 です。利用権の設定期間につきましては、更新により10年間で、賃借料につきましては、毎年玄米で60kgとなっております。本件の議案案内図につきましては、9頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

議案書の6頁をお開きください。

次に、議案8番の権利者につきましては、流山市下花輪にお住まいの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市下花輪にあります田1筆で、面積は、1,031 m^2 です。利用権の設定期間につきましては、更新により3年間で、賃借料につきましては、毎年玄米で60kgとなっております。本件の議案案内図につきましては、7頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案9番についてですが、権利者は、流山市深井新田にお住いの方で、職業は兼農です。また、この方は次の議案10番の権利者と同じ方ですので、この9番と10番の計画内容については、一括して説明させていただきます。初めに、移転の原因につきましてはいずれも賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井及び平方にあります田11筆で、合計面積は、5,168 m^2 です。利用権の設定期間につきましては、それぞれ更新により6年間で、賃借料につきましては、議案の9番が毎年玄米で240kg、議案の10番が毎年玄米で60kgとなっております。本件の議案案内図につきましては、10・11頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案11番の権利者につきましては、流山市美原にお住まいの方で、職業は兼農です。

移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田1筆で、面積は、535 m^2 です。利用権の設定期間につきましては、更新により6年間で、賃借料につきましては、毎年玄米で30kgとなっております。本件の議案案内図につきましては、12頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案12番の権利者につきましては、埼玉県吉川市にお住まいの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります田1筆で、面積は、585 m^2 です。利用権の設定期間につきましては、更新により6年間で、賃借料につきましては、毎年玄米で35.1kgとなっております。本

件の議案案内図につきましては、13ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと存じます。

今月の農用地利用集積計画につきましては、以上の12件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案については、担当副委員長から審議結果について報告を求めます。

小嶋副委員長。

小嶋副委員長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」御報告します。

はじめに、今月の議案第3号の5番には、山崎委員長に関する案件がございますので、私が、委員長に代わりまして、御報告させていただきます。

今月の案件は、新規が4件、更新が8件です。

最初に1番ですが、権利者の職業は農業で年齢は40歳です。また、営農状況については、耕作面積が約1.1ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め2名です。次に、現地の状況ですが、対象農地の畑は、耕起済みの状況で、本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に2番ですが、権利者の職業は兼農で年齢は62歳です。また、営農状況については、耕作面積が約0.9ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め2名です。次に、現地の状況ですが、対象農地の畑には、ネギなどが作付されておりました。また、本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

次に3番ですが、権利者は1番の権利者と同じ方です。次に、現地の状況ですが、対象農地の畑は、耕起済みの状況で、本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に4番ですが、権利者の職業は兼農で年齢は74歳です。また、営農状況については、耕作面積が約4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名です。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状態で、本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

ここまでが新規で、これ以降は貸借期間の満了に伴う更新になります。

はじめに、5番ですが、権利者の職業は農業で年齢は51歳です。また、営農状況については、耕作面積が約3.1ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名です。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状態で、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

次に6番ですが、権利者の職業は農業で年齢は60歳です。また、営農状況については、耕作面積が約1.4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め2名です。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状態で、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

次に7番ですが、権利者の職業は農業で年齢は44歳です。また、営農状況については、耕作面積が約4.8ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め4名です。次

に、現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状態で、本件については、引き続き10年間の利用権を設定しようとするものです。

次に8番ですが、権利者の職業は農業で年齢は87歳です。また、営農状況については、耕作面積が約0.4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め4名です。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状態で、本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に9番ですが、次の10番と関連するため、一括で説明させていただきます。権利者は、議案の4番の権利者と同じ方です。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状態で、本件については、それぞれ引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

次に11番ですが、権利者の職業は兼農で年齢は74歳です。また、営農状況については、耕作面積が約0.5ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め2名です。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状態で、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

最後に、12番ですが、権利者の職業は農業で年齢は58歳です。また、営農状況については、耕作面積が約12.9ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名です。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状態で、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議したところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案については、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案の1番については、増田委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、増田委員の退席を願い、審議いたします。増田委員の退席を求めます。

(増田委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(水代委員) 1番と3番の件に関する事なんですが、これ何年か前に田んぼの埋立して造成した土地なんですよ。畑にするということで。その時に、実際には引き渡し後3年間の耕作義務があったはずなんですが、利用状況調査の中で不耕作地として判断されていたと思います。こちらの方の因果関係を説明していただけますか。

田村次長補佐 1番と3番の案件につきましては、先ほど水代委員から御指摘あったように平成23年7月に一時転用の許可を受けて農地造成をしております。その後、申請地の方で砂利とか色々入っていて耕作に適さないということで、木とか植樹してい

たんですけど、一旦撤去したりとかしてようやくここにきて畑らしい状況になったということでございます。

申請地につきましては、議案1番につきましては義務者の方、議案3番につきましても同様に義務者の方が一旦は耕作していたんですけども、ここで耕作に適さない材料が埋立ての中に入っていたもので、そういったものの撤去とか、そういった作業をやっていた経緯がございます。私からは以上です。

15番(水代委員) それですと、耕作できるようになってから3年間の本人が耕作をしなければいけない義務が履行されていないわけなんですよね。こういう形のものがこれから出てくる場合はどのような対応の仕方をしなければならないのか、その耕作地であるという規定をされて、利用集積で新たな利用者が見つかったということであるならば、よしとするものなのか。逆に3年間の義務をずっと負っていかないといけないのか。ここのところの判断がはっきりしないので、検討してほしいと思います。中里事務員 私の方から御説明させていただきます。

原則としては、本人が耕作するものなのですが、転用に関しては3年間・3作は守らなくてはならないということになっておりますが、利用集積等、耕作目的での貸し借りに関しては個々の事情を勘案しながら認めざるを得ないのかなと考えております。

今回の場合も、埋立てた後で果樹などを植樹して、耕作を行ったが育たなかったという経緯もあり、また、今回も2筆一体として利用するというにもなっていますので、認め得るもののかなと考え、事務局としては受け付けました。以上です。

15番(水代委員) これから、逆にいえば救済措置みたいなものなのですが、そういうことでもOKですよということであるなら、別に問題は無いんですが、本来だったら田んぼを埋立てるときに、埋立てた後の作付計画を後付けでもいいから変更届とか、そういうものをある程度添付しておかないと問題にならないかなと思うもので、その点を検討してもらいたいと思います。

実際にこれは農地として3年間使うんですから、実際には構わないんですよ。ただ、今回の場合みたいに集約で見つからなかったらどうなるのかということも問題になり得るわけで、そうすると不耕作地でずっとなってしまうと、最初に出した計画も口八になってしまうわけですよ。集約で耕作してもらえたらということでも認める条件として加えていいのかなと、そういう捉え方をしてもいいのかなと思います。これから増えてくるんじゃないかなと思うんですよ。

高市議長 この間のヒアリングのときにその辺のところも聞いたんでしょ。

耕作はしますということでした承を得たのかということで、その当時のことをどのようにになっているか説明していただきたい。

中里事務員 埋立てた当時のことについて、資料等は手元には無いんですけど、当然耕作しますという計画をもらって一時転用許可を出しているはずですよ。一応、埋立てた直後に関しては、計画通り作付を行っていたようですが、作付した作物が上手く育たなかったということで、土の質も考えていたより良くなかったので埋め直したいと

いった相談も事務局に来ておりました。経緯としては以上のような形によろしいでしょうか。

15番(水代委員) だから、これから許可とか集約の方の条件として、そういうような作付計画を立てていたけれども、原因がいくつかあったので、その作付計画の一つとして、利用集積でやってもらうというそういう計画に変更するものとして、計画変更か何かを添付しておかないと、まずいんじゃないかと思います。要するに、契約であれば契約不履行ですから。

当時私がここ担当したんですよ。

高市議長 今回は許可するしないはここで皆さんの意見をお諮りして、許可となったらその後のことは借りる方の人に言っていただかないと。どうですか、それで。

15番(水代委員) 具体的に、総会で許可相当とするためには、今回の集約で担い手が借りてくれたと、それで3年はクリアしましたという捉え方でいくのか、それとも利用集積が切れた段階で3年間自分で作らなければならないのか、そういう所の判断ですよ。今回の担い手の方が利用集積で耕作するんだから、当初の造成の後の計画はクリアしたよってということで、判断していくものなのか、ということを考えておく必要があると思います。

高市議長 だから前回はそれで失敗したから今回はそれなりにやるために努力して、例えば果樹にしても何にしても植えた。そういうような状況でこれからやっていきますということであるのかどうか。

中里事務員 水代委員の質問としましては、転用の3年間の規制をこの利用集積で満たせるかという御質問でしょうか。

そちらに関しては、3年間利用するという事で申請が上がってますので、3年間の利用集積が終われば規制に関しては外れるものと考えております。もし、合意解約等で途中で解約された場合は、3年間満たしてませんので、残りの期間は自分で耕作するなり、他の方に貸すなりという条件はかかると考えております。以上です。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号の1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第3号の1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

増田委員の除斥を解きます。

(増田委員入室)

高市議長 続きまして、本案の2番については、大作委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、大作委員の退席を願い、審議いたします。大作委員の退席を求めます。

(大作委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号の2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い
します。

挙手、全員であります。よって議案第3号の2番については、原案のとおり承認する
ことに決定いたしました。ありがとうございました。

大作委員の除斥を解きます。

(大作委員入室)

高市議長 続きまして、本案の5番については、山崎委員に関係する案件であります
ので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、山崎委員の退席を願
い、審議いたします。山崎委員の退席を求めます。

(山崎委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号の5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い
します。

挙手、全員であります。よって議案第3号の5番については、原案のとおり承認する
ことに決定いたしました。ありがとうございました。

山崎委員の除斥を解きます。

(山崎委員入室)

高市議長 続きまして、議案第3号の3番、4番、及び6番から12番に対する質疑に
入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号の3番、4番、及び6番から12番について、原案のとおり承認することに
賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって議案第3号の3番、4番、及び6番から12番につ
いては、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願
について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の9ページをお開きください。

議案第4号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成27年1月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに、申請者につきましては、流山市大字西深井にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市西深井の畑1筆で、面積は190㎡です。

変更後の地目につきましては、宅地でございますが、本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地の一部として、20年以上経過しておりますことから、このたび、登記簿上の地目を現況の宅地に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

本件の議案案内図につきましては、14ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

はじめに、申請者につきましては、先ほど御審議を頂いた議案第2号の義務者と同じ方で、娘の住宅の建築のため、調査を行っていたところ、登記簿上の地目と現況の地目が一致していなかったことから、今回、これを是正するため願出があったもので、本案については、審議に先立ち現地調査を行っております。

次に、申請地につきましては、東武線運河駅の西約900mに位置している土地で、地目は畑となっておりますが、現況は農機具倉庫及び作業場として使用されておりました。

また、申請地は、平成17年に相続により取得した農地ですが、申請者の親が、昭和35年頃に農器具倉庫を、また、昭和52年頃には倉庫兼作業場をそれぞれ建築し、今日まで使用しているとのことで、今回の願出書の提出に当たっては、平成元年10月に撮影された航空写真が添付されておりました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地の一部として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり、証明することに賛成の方は挙手をお願いし
ます。

挙手、全員であります。よって議案第4号については、原案のとおり証明することに
決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明
願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の10ページをご覧ください。

議案第5号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関
する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成27年1月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

はじめに、申請者につきましては、流山市平和台にお住いの方で、申請がありまし
た土地は、流山市平和台五丁目にあります畑4筆で、合計面積は503.61㎡です。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の夫で、昨年5月25日
にお亡くなりになられた方でございます。

このことから、今後、農作業の継続が困難になったというものでございまして、今回、
この生産緑地の解除をするための手続きとなる、「農業の主たる従事者についての証
明願」の提出があったものでございます。

また、議案案内図につきましては、15ページにございますので、ご参照いただきた
いと思います。

今月の「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願」については、以上の1件で
す。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を
求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願に

ついて」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、買取申出事由の生じた方につきましては、被相続人の方がほぼ一人で農業を行っており、亡くなる前は、年間200日農業に従事しておりました。

しかし、この方が昨年5月に亡くなり、農業の中心となる者が不在となり農業の継続が難しくなったことから、相続人である申請者より証明願の申請がなされたとのことでした。

次に、申請地につきましては、大部分は耕起済みで、一部にはダイコン等が作付けされておりました。

以上のことをもとに審議したところ、本案については、主たる従事者が亡くなる前は、経営の中心として農業に従事しており、その者が亡くなったことにより、農業の縮小はやむを得ないものと認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第5号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第6号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の11ページをご覧ください。

議案第6号

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について

農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、流山市選挙管理委員会へ次のとおり送付する。

平成27年1月26日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

本案につきましては、選挙管理委員会は、毎年1月1日現在により選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調整しなければならないと規定されております。

このことから、農業委員会等に関する法律施行令の第3条第1項の規定には、農業委員会の選挙による委員の選挙権を有するものは、毎年1月1日現在により同月10日までに、農業委員会委員選挙人名簿調整のための申請書を農業委員会に提出することとされております。

また、同施行令の第3条第2項の規定によりまして、農業委員会は選挙人名簿登録申請書を受領したときは、1月31日までに市の選挙管理委員会に送付しなければならない、とされておりますことから、本日の総会に上程をさせていただいたものでございます。

次に、今年の農業委員会委員選挙人名簿の登載者として送付します人数についてですが、今年送付となる人数は、男性が840名、女性が844名、合計人数では、1,684名で、対前年比では、52名の増となっております。

また、次の議案書の12ページには、その内訳となっております一覧表を添付させていただきました。この一覧表には、各農家支部組合別の内訳の記載がございますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

本案のご説明は以上です。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案については、農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、1月31日までに、意見を附して選挙管理委員会に送付しなければならない、とされているところでございますが、これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(水代委員) なんでこんなに増えたんですか。

高市議長 昨年と比べると52名増ということで今年の方が増えてるんですね。

田村次長補佐 あくまでも内訳といたしまして、各地区全体的に増えておりますので、事務局としては選挙により関心が高くなったことによりまして、農業に従事されている方が申告されたせいではないかと考えております。

高市議長 39年ぶりの選挙をやりましたので、そういった中から皆さんがやっぱりこれは大変なことだということで、今回は昨年より増えたようになったと、そのようであります。農業委員会もそれだけ関心が高まっていると、善意に解釈しなければならないのかなと、そう思います。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり送付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって議案第6号については、原案のとおり送付することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第1号「合意解約の通知について」報告を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の13ページをご覧ください。

報告第1号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成27年1月26日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

合意解約がされました農地は、流山市東深井の畑1筆、面積は687㎡で、解約通知書の受付年月日は、平成26年12月3日です。今回、貸付人の方と借受人の方で協議が行われ、解約がなされたものです。議案案内図につきましては、16ページです。

今月の合意解約の通知は以上の1件です。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第2号「専決処理の報告について」報告を求めます。

田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の14ページをお開きください。

報告第2号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年1月26日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。本件につきましては、農地法の許可が不要となっております相続などで農地を取得した方からの届出があったもので、今月は5件でございます。

このうち、届出の1番から4番については、関連がありますので、一括して説明いたします。はじめに、移転の原因につきましては、被相続人の父親が平成26年5月15日に、お亡くなりになられたことから、妻、長男、長男の妻、二男にそれぞれ相続するものでございます。次に、相続を受けた土地につきましては、1番が、三輪野山三丁目及び四丁目にある農地、畑6筆、面積は1,887㎡です。次に2番が、市野谷及び西初石五丁目にある農地、畑2筆、面積は5,703㎡です。次に3番が、加五丁目及び三輪野山四丁目にある農地、畑3筆、面積は695㎡です。次に4番が、三輪野山

にある農地、畑1筆、面積は985㎡でございました。

次に、5番についてですが、届出者は流山市東深井にお住いの方でございます。次に、届出の内容ですが、西深井にある農地、田2筆、面積2,042㎡を時効取得により取得したもので、この権利を取得した日は平成2年11月10日でございました。

今月の3条届出の合計は、以上、5件、14筆、11,312㎡で、地目別の内訳では、田が2筆、2,042㎡、畑が12筆、9,270㎡でした。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は7件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、転用目的別につきましては、住宅用地が6件、店舗が1件でした。今月の4条届出の合計は、以上、7件、10筆、4,083㎡で、地目別の内訳では、田が2筆、1,552㎡、畑が8筆、2,531㎡でした。

次に、議案書の16ページをお開きください。

3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告は10件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が7件、共有物分割、公売、使用貸借が各1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が7件、駐車場が3件でございました。今月の5条届出の合計は、以上、10件、16筆、6,101㎡で、地目別の内訳では、田が7筆、2,763㎡、畑が9筆、3,338㎡でした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。2番(吉田委員) 議案書の14頁なんですけど、時効取得について、どういうことなのかもう少し御説明をお願いします。

中里事務員 時効取得につきましては、一定期間他の方の持ち物、今回の場合農地を、自分のものとして管理されているという条件で時効取得というものが認められて、所有権を取得できる制度になっております。

この一定の期間というのは、善意無過失ということで、それが他人のものと知らなかった場合等は10年で、それ以外の悪意があって、取ってやろうみたいに考えていた場合等は20年が時効となります。以上です。

15番(水代委員) その時効取得の件ですが、権利を取得した日が平成2年11月10日になってますが、この日付というのはどういった日なんですか。

中里事務員 こちら権利の取得日ですが、不動産登記の法令の中で、先ほどの10年20年の最初の日が取得日という形になっております。今回は、平成2年11月10日占有が始まって、10年でとったのか20年でとったのかまでは事務局でも把握しておりませんが、この日が起算日となって時効取得が認められたということで、届出が上

っております。

吉田次長 ちょっと補足で、この日付の認定をする者が誰かという、法務局が認定することになっております。

5番(増田委員) 法務局は本人の申請だけで認めちゃうんですか。相手方というか元々持っていた人は関われないんですか。

中里事務員 そちらについて、具体的なことまでは把握していないんですけど、要件の中で争いが無かったというものが前提になっておりますので、当然相手方にも話をして何かしらの書類の提出が必要なものと考えております。

15番(水代委員) 借地とかでよくあるんだよね。田んぼ借りてて、ほんとは地主いるんだけど、小作がずっと使ってた。それでその小作のものだと誰もが思っている場合、そういう場合は時効取得で手に入っちゃう場合が多い。後は、相続とか発生して誰のものかわからない場合とか、兄弟が相続したけど、本人耕作できなくて、実際は自分が耕作してた場合なんかに使われることが多い制度。

7番(秋元委員) 権利書は前の人の名前なんですか。

中里事務員 今の時効取得の制度で、法務局で管理している所有権について移転できるものです。この第3条の3第1項の届出なんですけど、その移転ができましたということと届出ですので、移転は済んでいます。

高市議長 他に御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成27年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時26分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成27年1月26日

流山市農業委員会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員小林 常男.....

流山市農業委員会委員水代 啓司.....